

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月2日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第21号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																							
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																							
1・2 [略]		1・2 [略]																							
3 花巻市		3 花巻市																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td> 本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>華の苑</td> <td>事務長</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長	[略]		保健センター	[略]	華の苑	事務長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務局</td> <td> 本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長	[略]		保健センター	[略]
組織	職員																								
[略]																									
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長																								
[略]																									
保健センター	[略]																								
華の苑	事務長																								
組織	職員																								
[略]																									
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。）) 総務課の課長補佐、法規文書係長及び人事係長 契約管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 秘書政策課の課長補佐及び秘書係長 財政課の課長補佐及び財政係長																								
[略]																									
保健センター	[略]																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 の事務局 等</td> <td> 保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		教育委員会 の事務局 等	保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委員会 の事務局 等</td> <td> 保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		教育委員会 の事務局 等	保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）	[略]							
組織	職員																								
[略]																									
教育委員会 の事務局 等	保育園 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）																								
[略]																									
組織	職員																								
[略]																									
教育委員会 の事務局 等	保育園 園長（日居城野保育園、西公園保育園、南城保育園、湯本保育園、宮野目保育園、大迫保育園及び成島保育園の園長に限る。）																								
[略]																									
4・5 [略]		4・5 [略]																							
6 遠野市		6 遠野市																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 本庁</td> <td>部長 担当部長 会計管理者 課長</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 本庁</td> <td>部長 特命部長 担当部長 会計管理</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 本庁	部長 特命部長 担当部長 会計管理										
組織	職員																								
[略]																									
市長の 本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長																								
組織	職員																								
[略]																									
市長の 本庁	部長 特命部長 担当部長 会計管理																								

事務部 局	担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	[略]
保育園	園長（八幡町保育園、あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
	[略]
[略]	

8 陸前高田市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]
[略]	

9 釜石市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長

事務部 局	者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 経営企画部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 総務課の課長補佐、行政文書係長及び職員係長
	[略]
[略]	

7 一関市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	[略]
保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
	[略]
[略]	

8 陸前高田市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 理事 部長 局長 会計管理者 課長 企画政策課の課長補佐及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
	[略]
[略]	

9 釜石市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 副室長 危機管理監 技監 会計管理者 部次長 副本部長 課長 事務局次長 所長（地域包括支援センターの所長に限る。） 室長（世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、用地調整室、復興住宅整備室及びリーディング事業推進室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長

	[略]	
教育委員会	[略]	
事務局長等	小学校及び中学校	[略]
[略]		

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の主査 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組織	職員
[略]	
教育委員会	[略]
事務局長等	小学校及び中学校 [略]
	幼稚園 園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）
	保育所 [略]
[略]	

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
選挙管理委員会	書記長
の事務局	
[略]	

14 [略]

15 葛巻町

組織	職員
----	----

	[略]	
教育委員会	[略]	
事務局長等	小学校及び中学校	[略]
	幼稚園	園長
[略]		

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 会計管理者 副部長 課長 室長（財政課財産管理室の室長に限る。） 政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。） 総務課の副主幹（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。） 財政課の副主幹及び財政課財産管理室の副主幹
	[略]
[略]	

11 [略]

12 奥州市

組織	職員
[略]	
教育委員会	[略]
事務局長等	小学校及び中学校 [略]
	保育所 [略]
[略]	

13 滝沢市

組織	職員
[略]	
選挙管理委員会	事務局長
の事務局	
[略]	

14 [略]

15 葛巻町

組織	職員
----	----

[略]	
町長の	[略]
事務部	病院 病院長 理事 副院長 科長 事務局
局	長 看護師長
[略]	

16～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員
[略]	
町長の	[略]
事務部	保健医 [略]
局	療セン
	ター
[略]	

21～25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員
[略]	
村長の	本庁 会計管理者 参事 課長
事務部	[略]
局	
[略]	

27～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員
[略]	
町長の	[略]
事務部	診療所 [略]
局	
[略]	

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～19 [略]

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務	会計管理者 事務局長 事務局次長
部局	所長

[略]	
町長の	[略]
事務部	病院 病院長 理事 副院長 科長 事務局
局	長 総看護師長
[略]	

16～19 [略]

20 金ヶ崎町

組 織	職 員
[略]	
町長の	[略]
事務部	保健福 [略]
局	祉セン
	ター
[略]	

21～25 [略]

26 田野畑村

組 織	職 員
[略]	
村長の	本庁 会計管理者 課長
事務部	[略]
局	
[略]	

27～30 [略]

31 洋野町

組 織	職 員
[略]	
町長の	[略]
事務部	診療所 [略]
局	歯科診 所長
	療所
[略]	

32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～19 [略]

20 滝沢・雫石環境組合

組 織	職 員
管理者の事務	会計管理者 事務局長 所長
部局	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。